

<国籍について>

1. 出生による国籍の取得

婚姻中の父母どちらかが日本人の場合、子は日本国籍を取得します。しかし、出生届をもって届け出ないと日本国籍を喪失する場合があります。

- (1) 子が出生により日本国籍を取得するためには、出生の時に父または母のいずれかが日本国籍を有していればよく、父母の国籍の取得原因（帰化など）は問いません。但し、この場合の父または母とは、法律上の親子関係にあることが必要となります。

イ. 法律上の母子関係については、出生の事実によって発生しますので、母が日本国籍を有していれば子は出生により日本国籍を取得します。

ロ. また、法律上の父子関係については、父母婚姻中の嫡出子である場合か、原則、父からの胎児認知がされている場合に認められますので、母が外国人で父が日本人の場合は、父母が婚姻しているか、父が胎児認知していれば、子は出生により日本国籍を取得します。

- (2) なお、日本国籍を有する子の出生届は、3ヶ月以内に提出する必要がある、特に、出生により外国の国籍も取得している場合は、3ヶ月以内に出生届とともに国籍留保の意思表示を行わないと出生時にさかのぼり日本国籍を喪失しますので注意してください。

2. 国籍の選択

重国籍は、日本と外国の重国籍となった時が20歳に達する以前の場合は22歳に達するまでに、重国籍となった時が20歳に達した後の場合はその時から2年以内に、国籍を選択しなければなりません。

国籍の選択は本人の意思に基づいて行うものですが、選択をしない場合は、法務大臣の催告により日本国籍を失うことがありますので注意が必要です。

(1) 日本国籍を選択する場合

日本の国籍を選択し、外国の国籍を放棄する旨の宣言をする「国籍選択届」に、戸籍謄本を添付して日本大使館・総領事館または日本の市区町村役場に提出します。

(2) 外国の国籍を選択する場合

イ. 日本の国籍を離脱する方法があり、住所地の日本大使館・総領事館または日本の法務局、地方法務局に戸籍謄本、住所を証明する書面、外国国籍を持つことを証明する書類等を添付して「国籍離脱届」を提出します。この届出は、日本国籍を離脱する本人（15歳未満である場合は法定代理人）が直接届出を行う必要があります。

ロ. なお、日本人が、外国での生活が長くなること等により、外国の国籍を自らの志望によって取得する場合がありますが、この場合は、外国の国籍を取得した時にさかのぼり日本国籍は喪失しますので、日本大使館・総領事館または日本の市区町村役場に「国籍喪失届」を3ヶ月以内に届出ることが必要です。